

矢野目小学校特別教室棟整備事業
仕様書

公募型プロポーザルに参加する事業者は、本仕様書に基づき企画提案書及び見積書を作成するものとする。

1 設計要件

- (1) 事業の名称 矢野目小学校特別教室棟整備事業
- (2) 施設の名称 福島市立矢野目小学校
- (3) 敷地の場所 福島市南矢野目字関端2の1地内
- (4) 建物の用途 小学校（特別教室）
※平成31年国土交通省告示第98号別添二第七号第1類とする。
- (5) 概算事業費 23,600万円（税込み）
- (6) 建物の名称 特別教室棟
- (7) 構造 鉄骨造（軽量鉄骨造も含む）
- (8) 基礎 鉄筋コンクリート造
- (9) 地質 別添「既存施設地質調査結果」による
- (10) 階数 2階建て
- (11) 延床面積 580㎡程度（1階、2階の廊下、階段を含む）
- (12) 供用期間 30年以上
- (13) 耐震安全性の分類 構造体 II類
建築非構造 B類
建築設備 乙類
※耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。
- (14) 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率70%、容積率200%）
- (15) 防火地域 建築基準法22条区域
- (16) その他

2 見積書作成方法

- (1) 見積書には、費用の詳細がわかる内訳書を添付すること。
なお、内訳書の様式は任意とする。

3 提案仕様

次の仕様によるほか、【配置図】、【各階平面図】により各計画を行い提案する。

(1) 一般事項

本事業にて実施する主な内容・業務・役割・費用等

| 内容 | 事業者 | 福島市 | 備考 |
|--|-----|-----|---------|
| 設計業務 | ○ | | 現地調査含む |
| 計画通知申請・完了検査申請 | ○ | | |
| 建築物省エネ法 適合性判定 | ○ | | |
| 設計者(一級建築士) | ○ | | 建築士法による |
| 工事監理者(一級建築士) | ○ | | // |
| 建設工事 | ○ | | |
| 工事監理業務(監督員) | | ○ | |
| ※明記のない必要な業務、申請、資料作成は事業者が行い、費用はすべて事業者負担とする。 | | | |

□遵守すべき法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 建設業法
- ・ 人にやさしいまちづくり条例
- ・ 福島市建築基準法施行細則
- ・ 学校環境衛生基準（令和6年文部科学省告示第54号）
- ・ 福島県建築工事共通仕様書
- ・ 公共建築工事標準仕様書
- ・ その他本事業に関連する法令、県及び市で定める条例規則等

※上記の基準等は最新のものを採用する

(2) 建築計画

□建築標準計画（使用材料等は同等以上）を次のとおり記載する

□機能企画提案する場合は同等以上とする

(a) 建物性能

遵守すべき法令等に定める基準以上の性能を確保する

- 火災、地震、台風などの災害に対する防火・防災・耐震性能
- 防音、省エネルギー、バリアフリーなどの居住環境性能

(b) 配置計画

- 配置図の⑬、⑭の既存仮設建築物は本件対象建物を新設後に解体するため、1.5m以上の離隔を確保し、解体に支障の無い配置計画とする
- 特別教室棟新設に伴い新たに発生する延焼の恐れのある部分は、既存建物（No.⑬⑭を除く）に生じさせない配置計画とする
- 既存渡り廊下からのアクセスとする
- 既存渡り廊下との接続は、屋根及び風よけを設けるなど風雨対策を行う

(c) 外構計画

- 建物周辺は原状回復（砕石敷き）とする

(d) 平面計画

【室の計画】

- 本市が作成した基本図により平面計画する
 - 計画する室は、音楽室1室、図工室1室、理科室1室、家庭科室1室、廊下、階段とする
- なお、各特別教室の配置、廊下並びに階段の屋内又は屋外の計画については、企画提案書にて提案すること

【各教室に付属するもの】

- 掃除用具入れ
- 防災カーテン
- 室名札

(e) 意匠計画

- 外壁及び屋根は、既存校舎の色彩との調和を考慮する
- 建築基準関係規定を優先する

【外部】

| 部位 | 仕上げ |
|-----|---|
| 外壁 | 窯業系サイディング t16 mm 断熱材：グラスウール充填 t50 mm充填 |
| 巾木 | コンクリート打ち放し |
| 屋根 | 折板葺き ガルバリウム鋼板 t0.6 mm 裏面ポリエチレン貼り t4 mm |
| 建具 | アルミ引き違い窓+強化ガラス+網戸 |
| その他 | 雨樋：軒樋及び豎樋 |

【内部】

(特別教室)

| 部位 | 仕上げ |
|----|--------------------------------------|
| 床 | 長尺シート t2.0 mm |
| 巾木 | ソフト巾木 |
| 内壁 | 石こうボード t12.5 mm+クロス 教室間の壁内：吸遮音シート |

| | |
|-----|--|
| 天井 | 天井高さ：3m程度 岩綿吸音板 t 9.5 mm 天井廻り縁：塩ビ 天井裏断熱材：グラスウール t 100 mm敷込み(最上階のみ) |
| その他 | <p>各室：掃除用具入れ、防災カーテン、室名札を設ける</p> <p>理科室：・曲面ホワイトボード (W3600×H1200) を設ける ・教師用実験台 1台 (アズワン株式会社 EKA-2490KC 同等品) ・生徒用実験台 6台 (アズワン株式会社 ESA-3690KCL 同等品) (中央の両面にシンク 2箇所×水道 2箇所、コンセント 付き) ・生徒用実験台用イス 48脚 ・実験器具収納棚を設ける (現況収納棚：W1760×D880×H600 棚板 1枚 14台)</p> <p>家庭科室：・曲面ホワイトボード (W3600×H1200) を設ける ・教師用調理台 1台 (株式会社ヤガミ YFC-4ARW 同等品) ・生徒用調理台 6台 (株式会社ヤガミ YFC-22ARW- I 同等品) (2口ガステーブルコンロ、収納式水道 2箇所、コンセント付き) ・生徒用調理台用イス 48脚 ・背面掲示板を設ける ・食器収納棚を設ける (現況収納棚：W1760×D880×H600 棚板 1枚 5台、 W2140×D600×H700 棚板 1枚 3台) ・洗濯機設置ス[°]-ス(1箇所)水栓、排水口を設ける</p> <p>音楽室：・曲面ホワイトボード 五線譜入り (W3600×H1200) を設ける ・既存グランドピアノ (ヤマハ C3L) 1台を設置するため、必要な対応をとること ・教室後方に楽器収納棚を設ける (現況収納棚：W7000×D600×H2000 棚板 2枚 1台)</p> <p>図工室：・曲面ホワイトボード (W3600×H1200) を設ける ・既存作業台の配置について配慮する W1300×D900×H660 6台 W1750×D740×H760 4台 ・のこぎり収納用の鍵付き収納棚を設ける ・フロアコンセント(6か所)</p> |

(3) 設備計画

設備標準計画（使用材料等は同等以上）を次のとおり記載する

機能企画提案する場合は同等以上とする

(a) 電気設備

幹線

既設キュービクルからの電源供給

照明器具

LED 照明(照度は学校環境衛生基準に準ずる)

電波時計 全室設置 φ30cm 程度

テレビ受信設備

UTF, BS アンテナ設置、分配器、ブースター等。各部屋コンセント設置。

音響設備

音楽室に壁掛けスピーカー(60Wx2 程度)、アンプ1 台設置。

校内放送設備

全室天井埋込型スピーカー及びアッテネーター設置。

既設校舎放送設備系統に接続し連動させること。

スイッチ、コンセント等 一般電気設備

情報通信設備

無線 LAN 機器設置用の LAN ケーブル配線(CAT5e)(機器設置は別途工事。)

既設校舎ハブからの配線敷設を含む。

警備設備

空配管・機器用ボックス設置(機器設置は別途工事。)

法令上必要な消防設備

(b) 機械設備

冷暖房設備

全室設置（各室空冷式天井吊型パッケージエアコンを想定。）

学校環境衛生基準に記載の室内温度を保てる性能であること。(18~28 度)

既設校舎側集中管理リモコン(Panasonic 製 CZ10ESM3)への接続を含む。

換気設備

全室換気扇設置。

ガス設備

家庭科室でプロパンガスを使用する。

外部ガスボンベ置き場を用意し、家庭科室までのガス配管を敷設。

ガスボンベ(H1300mm W300mm 程度)2 本の設置を想定。

転倒防止チェーン等を設置すること。

給水設備

既存校舎給水管より分岐し特別教室棟に接続、分岐箇所バルブ設置

特別教室内に流し台設置

理科室：3 人用程度、家庭科室：6 人用程度、図工室：6 人用程度

排水設備

雨水、汚水(ポンプ室付近の排水管に接続を想定。配置図参照)

法令上必要な消防設備

(4) 工事関係特記事項

[一般事項]

設計から供用開始まで円滑に進むよう工程管理を徹底する

本件契約後に今後実施する対象建物の地盤調査(機械ボーリング(オールコア)1ヶ所10m、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験4ヶ所)の結果を提供する

その他地質調査が必要な場合は、事業者負担にて調査を行うこと

品質管理体制を構築し、材料、製品の確認、受入検査、施工の立会など品質管理を徹底する

施工に際して、「公共建築工事標準仕様書」を準用すること

仮設計画は、担当部局の承諾を得ること

工事用表示板(福島県建築工事共通仕様書1.3.1図)を設置すること

工事エリアはH2.0m程度の仮囲いを設けること

必要に応じて工事中の交通誘導員を配置すること

騒音、振動、粉塵、臭気等の低減対策を徹底すること

資材置場・工事車両駐車場・作業場等は工事エリア内に設けること

基礎根切り残土処分は場外処分とし、処分方法は事業者の判断とする

各関係法令の規定、条例及び規則等を遵守すること

工事施工に要する電気・水道は、原則として工事用仮設を引き込むこと

工事用電力及び水道にかかる費用はすべて事業者負担とする

工事範囲は関係者以外立入禁止とし、学校及び近隣に配慮した仮設計画とすること。特に児童及び職員の安全確保には細心の注意を払うこと

作業工程等は事前に学校側と調整をし、授業に影響がないようにすること

既存渡り廊下との接続工事の際は事前に学校側と日程等十分調整を行った上で行うこと

学校施設内はすべて禁煙とする

現場責任者を定め、工事現場の安全管理を図るとともに、福島市との連絡体制を確保し対応すること

事故及び苦情が発生した場合は速やかに対応し、処置内容を監督員に連絡すること

居室においては、VOC(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン)について濃度測定を行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること

[工事検査]

本件の完成検査を令和6年3月21日までに実施し、引き渡しすること
完成検査に必要な資機材、労務等を提供すること

[完成図等]

□工事完成時の提出図書は次による

- ・各関係法令に適合することを示す書類（官公署届出書類）※VOC含む
- ・完成図 案内図、配置図、平面図、構造図、保全に関する資料（取扱い説明書）
- ・CAD データ（jw-cad 形式）
- ・提出部数 1部
- ・その他発注者が必要と認めるもの

□工事の検査時には、下記の写真を提出する。

| 区分 | 位置 | 備考 |
|------|----|----|
| 施工前 | 全景 | |
| 竣工 | 全景 | |
| 工事経過 | | |

上記以外の必要写真は、監督員の指示による

撮影は原則として、「福島県土木部制定 建築設備工事写真管理基準」による

4 留意事項

- (1)本事業により得られた成果品及び資料、情報等は本市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (2)本事業の実施に必要な費用のうち、本仕様書に明記のないものについては、原則として事業者の負担とする。

5 担当部局

〒 960-8601

福島市五老内町 3 番 1 号

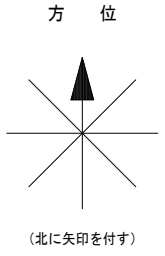
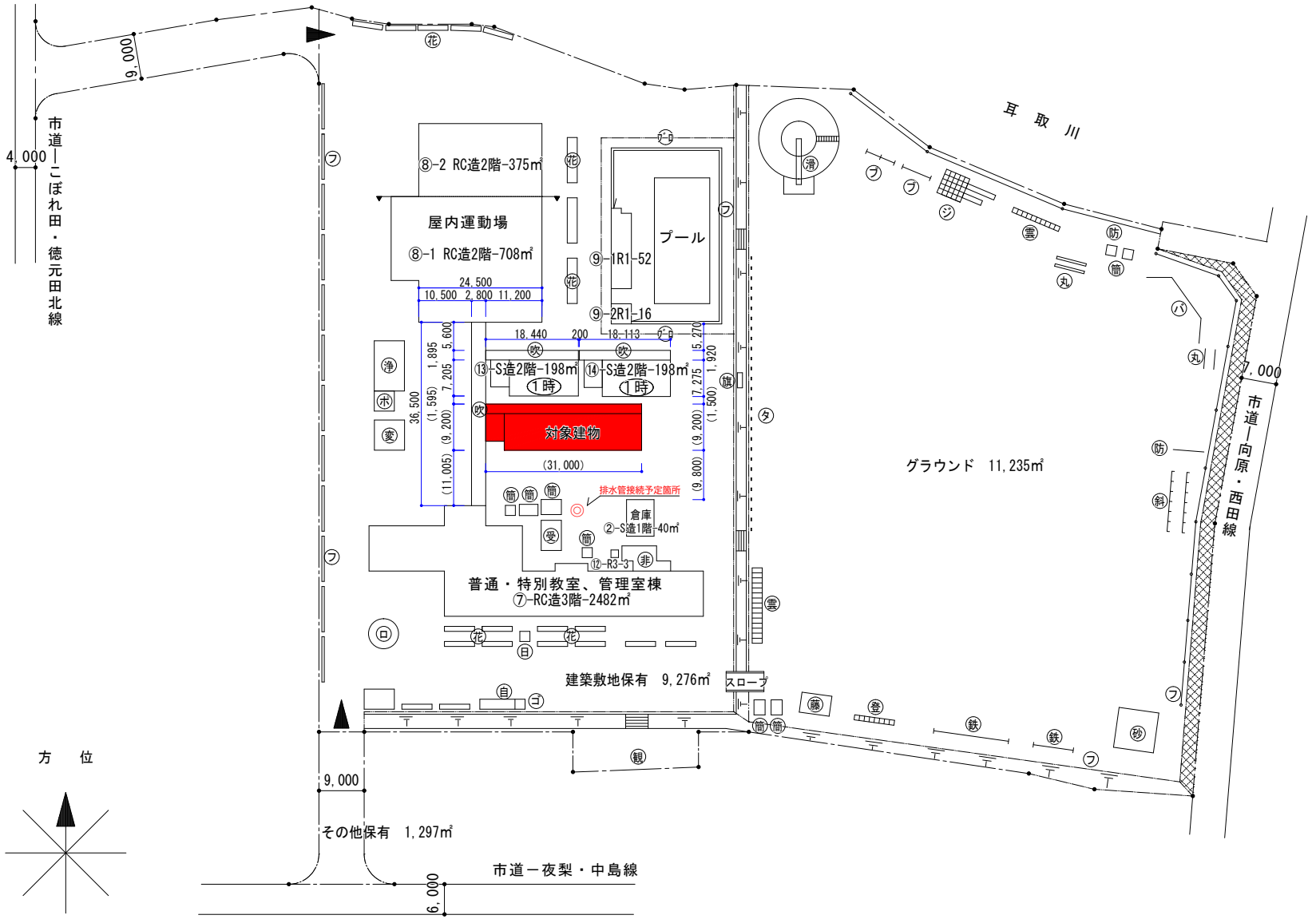
福島市教育委員会 教育施設管理課 施設係

TEL : 024-525-3706

FAX : 024-528-2481

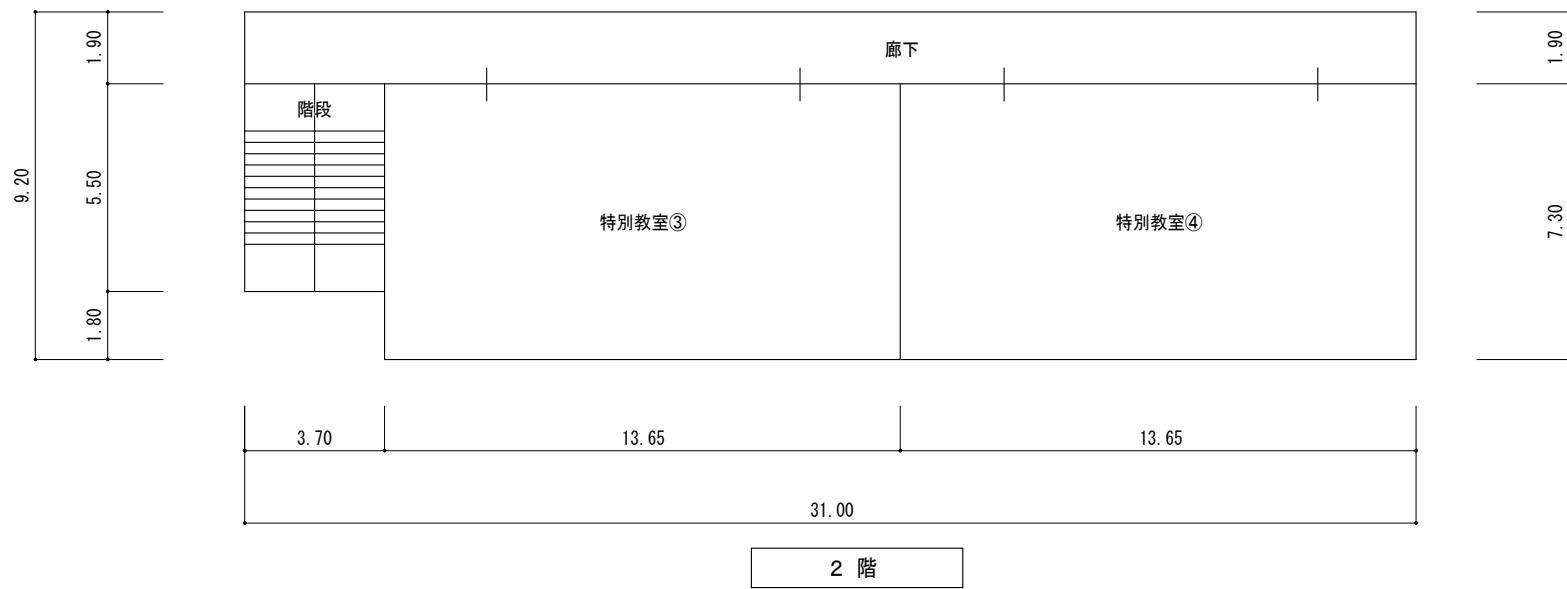
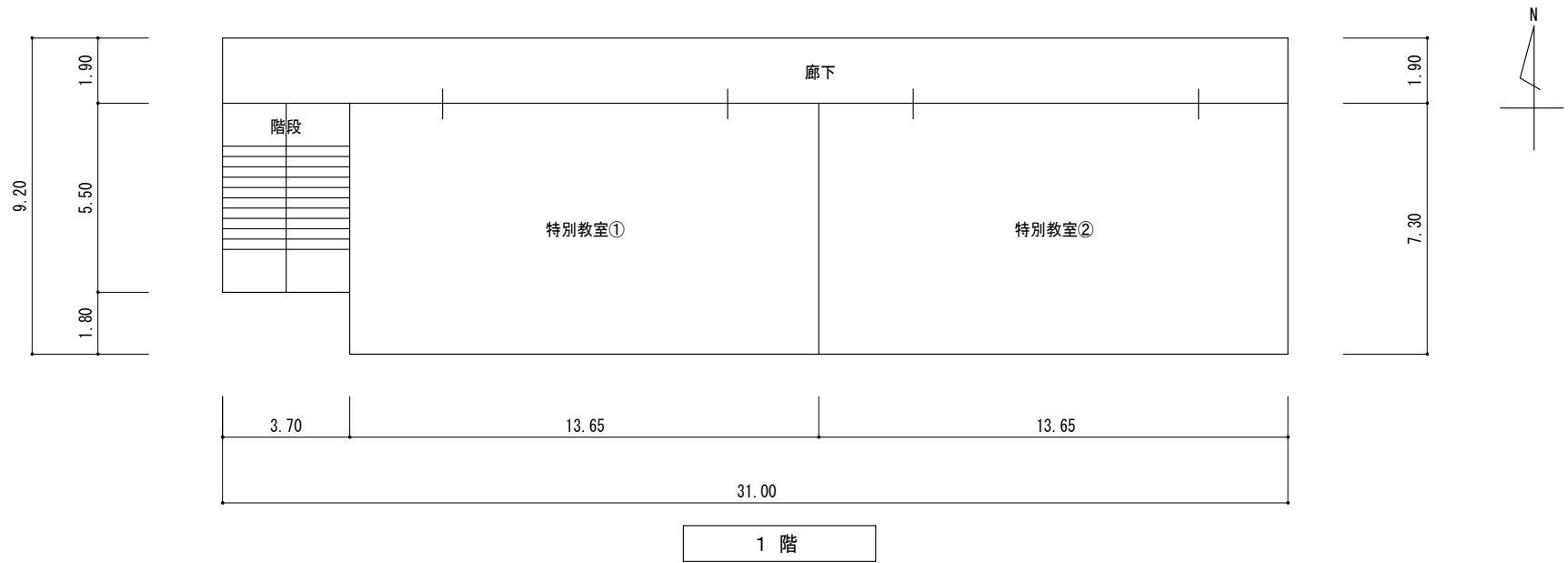
| | | | | | |
|--------|----|-------------------|---------|-----|--------|
| 施設の配置図 | 縮尺 | 0 5 10 20 30 40 m | 1/1,200 | 学校名 | 矢野目小学校 |
|--------|----|-------------------|---------|-----|--------|

- 凡例
- 建築物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一 一時使用建物
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
 - 旗 国旗掲揚塔
 - 倉 倉庫
 - 花 花壇
 - 吹 吹き抜けの渡廊下
 - 日 日時計
 - 温 温室
 - 防 防球ネット
 - 撲 相撲場
 - 藤 藤棚
 - 簡 簡易的な小規模構造物
 - フ フェンス
 - ロ ローター
 - 非 非常階段
 - 登 登り梯
 - 鉄 鉄棒
 - フ ブランコ
 - 雲 雲梯
 - ジ ジャンダルム
 - ゴ ゴミ置場
 - フ ロック塀
 - 百 百葉箱
 - 教 教育園
 - 観 観察園
 - 平 平均台
 - 斜 斜め平均台
 - ア アームわたり
 - 丸 丸太わたり
 - ネ ネットわたり
 - タ タイヤ
 - 滑 滑り台
 - 受 受水槽
 - 変 変電室
 - ボ ポンプ室
 - 浄 浄化槽



※ () 内寸法は参考値とする

【各階平面図】



※各寸法は参考値